

第 1 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：令和2年3月9日（月）
8時30分 ～

場所： 市役所 応接室

- 1 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について
- 2 瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対処計画について
- 3 対応指示事項について
- 4 その他

瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部設置規程

(目的)

第1条 瀬戸内市の新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の発生の予防及び感染の拡大を防止するため、瀬戸内市危機事象対処計画及び瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対処計画に基づき、瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に関する情報の収集及び提供に関すること
- (2) 感染症の予防及び拡大防止に関すること。
- (3) 感染症に関する関係部署及び関係機関との連携に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、感染症対策に関すること。

(構成)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育委員会教育長をもって充てる。
- 4 本部員は別表第1に掲げるものをもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は必要に応じ対策本部会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長が出席できない場合は、副本部長がその職務を代行する。
- 3 本部長は、必要があると認める場合は、対策本部会議に専門的知識を有する有識者の出席を求め、意見を聴くことが出来る。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、危機管理部危機管理課及び保健福祉部健康づくり推進課が行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この規程は、令和2年3月9日から施行する。

別表第1(第3条関係)

市長
副市長
教育委員会教育長
議会事務局長
監査委員事務局長
会計管理者
総務部長
総務部参与
危機管理部長
総合政策部長
総合政策部参与
市民部長
環境部長
保健福祉部長
保健福祉部参与
産業建設部長
消防長
上下水道部長
上下水道部参与
病院事業管理者
病院事業部長
教育次長

瀬戸内市

新型コロナウイルス感染症対処計画

令和 2 年 3 月

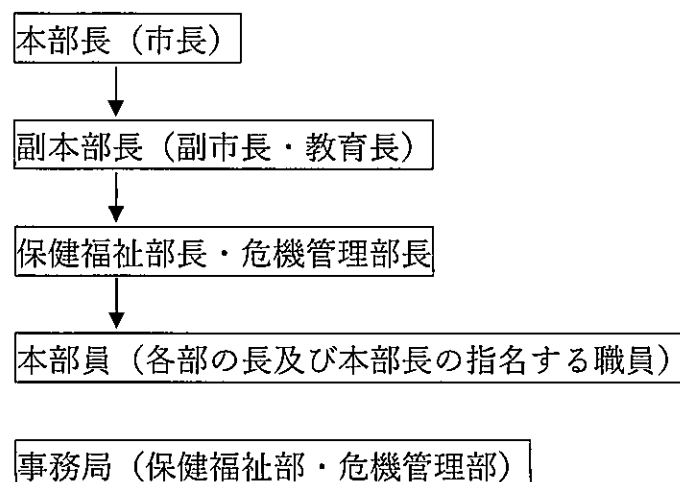
1. 基本方針

本計画は、岡山県において新型コロナウイルス感染症の発生が確認された場合また、発生が予測されるときに限られた人員、資機材などの資源を優先すべき業務に重点的に投入して、新型コロナウイルス感染症の対応業務を着実に実施しつつ、必要な通常業務の継続を図るため、以下に示す基本方針の下で計画を運用する。

- ① 住民の生命と健康を守ることを最優先とする。
- ② 住民生活を維持するため、必要不可欠な業務を継続する。その他の業務は、可能な限り縮小・休止する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて職員の欠勤等を考慮して対応する

2. 発生時の実施体制

瀬戸内市危機事象対処計画に基づき、新型コロナ対策本部（以下本部という）の体制を下記に示す。



対策本部の代行者 本部長の代行者は副市長 副本部長の代行者は保健福祉部長、危機管理部長とする。

3. 計画の発動及び実施内容

本計画は、岡山県内で新型コロナウイルス感染症の発生が確認された段階、また、発生が予測される段階で、市内の影響を考慮し、本部長の決定により発動する。

- ① 業務の継続、休止、施設の閉鎖等の時期、国や岡山県が示す方針や、感染状況、職員の出勤、欠勤状況を勘案し、対策本部で決定する。
- ② 休止する業務に従事していた職員は応援職員として、新型コロナウイルス感染症対応業務及び他の業務継続に従事する。
- ③ 感染が小康期に入った場合には業務、施設の再開等対策本部で決定する。

(1) 職員の発生状況や欠勤の可能性等の確認と体制の構築

職員の新型コロナウイルス感染症の発生や家族の保育、介護等の状況を把握し、出勤できる職員を把握する。職員本人が新型コロナに感染した場合は、濃厚接触職員も登庁停止とする。

(2) 情報収集と関係機関への周知

- ① 国、岡山県が公表する情報や保健所においての対応状況等、迅速に収集するとともに、対策本部を通じ職員に周知する。
- ② 業務継続について、適時点検を行うとともに、医療機関や影響を受ける関係事業者に周知するとともに、情報交換を行う。

(3) 住民への情報共有

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、住民一人ひとりが正確な情報に基づき、適切な行動ができるよう、集会等の中止、不要不急の外出の自粛等の確かな情報提供を行う。また、市が実施する対策、施設の閉鎖、休止する業務等、段階的に情報提供を行い、住民生活の維持に努める。

① 情報発信の手段

住民への情報提供は、広報、ホームページ、公共施設へのポスター掲示、行政委員を通じた回覧、ダイレクトメール、広報車、防災行政無線等様々な方法で発信する。

なお、障害者や外国人に対しては、関係機関、団体と協力して情報提供する。

② 相談窓口の開設

新型コロナウイルス感染症が県内で発生した場合には、専門的な相談や施設の閉鎖、業務の停止に伴う問い合わせが多くなる。このため、電話相談体制を整備する。

(4) 報道機関への対応

報道機関に対しては、市内の感染状況や市の対応状況、について、対策本部

の広報担当が記者会見、プレス発表を行う。

(5) 施設の運営方針の決定

新型コロナウイルス感染症の発生時には、住民の生命と健康を守るため、蔓延防止策を徹底して行うことが市の責務である。

蔓延を防止するためには、人が集まることや人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策となる。このため、不特定多数の人が集まる施設は、予防・蔓延防止の観点から、必要において施設を閉鎖する等、新型コロナウイルス感染症発生時の運営方針を定める。

① 施設を閉鎖する時期

施設を閉鎖する時期は、国、岡山県の方針、新型コロナウイルス感染症の感染力、職員の出勤状況等を考慮して対策本部で決定する。

② 施設閉鎖後の体制

閉鎖した施設については、当該施設の維持管理、住民からの問い合わせの対応ができる体制をとる。

新型コロナ対応ウイルス感染症業務及び継続業務に従事する職員以外の職員は、人員が不足部署への応援を行う。

③ 指定管理者および委託事業者への協力要請

指定管理者または委託事業者が市の施設を運営している場合は、新型コロナウイルス感染症の発生時には、市の方針に基づき、施設の閉鎖をするよう要請する。

さらに、施設閉鎖後も継続する必要がある業務については、予防・蔓延防止策の徹底とともに業務が確実に遂行できる体制を確立するよう要請する。

④ 学校・園の運営

小中学校、幼稚園、保育園、こども園については、国、県の対処方針及び対策本部の方針に基づき、休業等の措置を決定する。

(6) 組織内における感染対策

新型コロナウイルス感染症発生時においても市は庁舎機能を維持する必要がある。そのためには庁舎内で来庁者及び職員が感染する危険を減らし、可能な限り感染を防止する対策を実施する必要がある、このため庁舎内での予防・蔓延防止策を定める。

① 庁舎内の基本的な感染予防ルール

庁舎内の基本的な感染予防策について、県内発生時において下記のとおり共通ルールを定める。ただし、実施時期については対策本部において決定する。

- ・庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレで入口に消毒液を設置する
- ・庁舎で入口を制限するとともに、来庁者立ち入り禁止区域を設け、来庁者職員の動線を区別する
- ・ドアノブ、階段手すり等を定期的にアルコール等で拭く等こまめな清掃を行う
- ・トイレのハンドドライヤーの使用を中止する。
- ・定期的な換気を行う。
- ・密閉空間であるエレベーターについて利用を制限する
- ・来客用ごみ箱を撤去する。

② 職員の感染予防

- ・37.5 度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば登庁しない。本人や家族が感染した疑いがあるときには、速やかに連絡する。
- ・登庁時、勤務時にマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染症対策を行う。
- ・電車、バス通勤について、ラッシュ時を避け時差出勤をする。
- ・休暇中においても不要不急の外出は控える。

4. 新型コロナウイルス感染症対応業務継続

新型コロナウイルス感染症発生時に想定される被害を勘案しつつ、事態の進展に応じた業務継続により、職員の感染を防止するとともに業務への影響を最小限に抑える。

① 業務継続方針

新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、その感染に対応するための業務が発生する。また、職員や職員の家族の感染等による欠勤等によりすべての通常業務を実施することは困難である。特に新型コロナウイルス感染症については、感染した職員の周辺の職員が濃厚接触者として登庁できなくなり、欠勤者が多くなることも予想される。このため、次のように業務継続方針を定める。

- 優先的に新型コロナウイルス感染症に対応する業務を優先する。
- 通常業務のうち、住民生活に必要不可欠な業務を優先する。
- 感染拡大につながる恐れのある業務、組織（施設）を閉鎖する。

なお、組織（施設）の閉鎖により住民に不可欠な業務に支障がある場合は、業務が代行できる場所や部署の検討を行う。

② 業務区分の設定

業務名			業務内容
新型コロナウイルス感染症対応業務			新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、緊急的に発生する業務
通常業務	継続業務	A：継続業務 (通常どおり)	新型コロナウイルス感染症発生時においても住民生活に必要な業務であり、業務を遂行するための場所の変更、また職員の応援体制を組んでも継続する業務
		B：継続業務 (縮小・変更)	業務の一部の取り扱いを縮小・変更し、継続する業務
	休止業務	C：休止 (県内感染)	岡山県内の感染状況により休止する業務
		D：早期休止	岡山県内で発生した場合、直後(県内発生時早期)に休止する業務

新型コロナウイルス感染症対策本部 事務分掌

区 分	主 な 事 務	備 考
共 通	市民への情報発信	内容は保健福祉部
	来庁者、問い合わせへの対応	
	各部の事務の継続の取組	
	執務エリアに関すること	
	所属職員に関すること	感染防止、感染時の対応
	出先機関、所管施設等に関すること	閉鎖
危機管理部	本部事務の総轄	
	県危機管理課、警察、自衛隊との連携に関すること	
	必要物品の調達	
保健福祉部	本部事務の総轄	
	情報収集に関すること	
	保健所との連携に関すること	
	感染拡大防止に関すること	チラシ
	市民からの問い合わせ対応の総轄に関すること	電話窓口
	消毒全般に関すること	
	邑久医師会との連携に関すること	
総 務 部	庁舎管理全般に関すること	感染防止、代替施設
	職員全般(再配置を含む)に関すること	感染防止、感染時の手続き
	予算に関すること	
総合政策部	報道発表に関すること	
	ホームページ等での情報発信に関すること	
教育委員会	園児、児童、生徒の安全に関すること	
消防本部	患者等の搬送に関すること	
病院事業部	医療に関すること	
	医薬品等の調達に関すること	

職員に感染者が発生した場合の業務継続のための対応

○共通事項

- ① 職場の消毒・・・当該職員が使用していた機器、設備等はアルコール等で消毒する。
- ② 感染職員と濃厚接触（両隣、向いの席など保健所と協議）があった職員は2週間の自宅待機。（特別休?）
- ③ 業務を停止する範囲（下記）について、市民、関係先に周知する。・・・広報
- ④ なお、通常時から、各部署において職員に次の「感染予防対策」を徹底する。

ア 丁寧な手洗いをこまめにする…ウィルスの侵入経路としては手からが一番多い
・水道水で流すだけでも効果がある。市や県等のホームページを参考に。

イ 咳エチケットの順守。…できるだけマスクの装着に努める。

ウ 人ごみをできるだけ避ける。

エ 家族へも予防の徹底を意識づけ、家族間での感染予防に努める。

オ 37.5 度以上の熱があるときなど新型コロナウイルスにり患している恐れが高い場合は、仕事を休む。

○各部での検討事項

- ① 発生時に継続すべき通常業務の峻別
 - A 継続すべき業務
 - B 継続が望ましい業務 …人員的に対応可能なら継続
 - C 休止可能な業務 …人員に余裕があれば継続
 - D 休止すべき業務 …感染拡大防止の観点から
- ② 感染症発生に伴い新たに必要となる対応・業務
- ③ ①、②の業務を実施していく方法（窓口縮小、職員確保の方法等）
- ④ 職員の感染を防止するための取組

各部での検討事項

事業継続のための対応

1. 事務の峻別	継続が必要な業務(A業務) …主なもの		
	継続が望ましい業務(B業務)…主なもの		
	中止が可能な業務(C業務) …主なもの		
	中止すべき業務(D業務)… 主なもの		
	人員の確保	例) 部内職員の応援(M係>N係>O係)	
2. A事務を継続させるための対応	応援者の事務処理方法	例) 事務処理マニュアルを整備	既存のものの内容を再確認する
	業務スペースの確保	例) 消毒を実施して従前のスペースで業務	
	(その他)		

対 応 指 示 事 項

○職員に感染者が出てない段階

区 分	項 目	対 応 内 容	担 当	備 考
市内への感染拡大 防止	市民への情報発信	・啓発チラシ等の作成・更新 ・関連団体等を通じてのチラシの配布 ・チラシの全戸配布 ・ホームページ、メルマガ等での情報発信 ・電話対応…市内発生したら本庁にて対応	保健福祉部 各部署 総合政策部 総合政策部 保健福祉部	早急に実施。後、随時 原稿は保健福祉部 各部も可能な範囲で対応
	庁舎内での感染予 防	・定期的に、机上、カウンター等をアルコール等で拭く ・共用部分の接触部分をアルコール等で定期的に拭く ・出入口等に消毒薬を設置	各部署 施設管理者 施設管理者	
	職員の感染防止	・職員の意識啓発…感染防止の取組(別紙)をさせる ・疑わしい症状がある職員は自宅待機させる	各部署 各部署	

○職員に感染者が出た場合の対応

区 分	項 目	対 応 内 容	担 当	備 考
消毒	職場の消毒	・当該職員、濃厚接触職員の席周りをアルコール等で消毒 なお、範囲、方法は保健所の指示を受ける	施設管理者	保健福祉部が連携
自宅待機	濃厚接触者	・濃厚接触者の範囲を保健所と協議し、自宅待機させる	当該部局、総務部	
業務の停止等	停止、継続の範囲 …別紙により事前に検討	・業務の峻別(別紙)により、停止、継続を決定 ・継続に必要な人員の確保 ・継続のための代替施設の確保	当該部局、総務部 当該部局、総務部 当該部局、総務部	
	公表	・プレス発表 ・市民への告知	総合政策部、当該部局 総合政策部、当該部局	



..





市民の皆さまにお願い



瀬戸内市

本市では、1月下旬より新型コロナウイルスの感染症予防対策に努めてまいりましたが、国内感染の拡大を受け、対策をより強化するために、令和2年3月9日に瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げました。

この感染症の拡大を防ぐためには、今が重要な時期です。感染拡大を防止し、市民の皆様健康を守るためには、皆様のご理解とご協力が不可欠です。

一丸となって、この難局を乗り切りましょう。

瀬戸内市長 武久 顕也

感染拡大防止のために、お願いしたいこと

- 手洗いや咳エチケットなどの感染症予防対策を徹底してください。
- 大勢の人が接近して一定時間集まる機会を減らしてください。
- 風邪や発熱などの症状が出た場合は、外出せず自宅で療養してください。
- 熱が出た時は、医療機関を受診する前に電話をして、医療機関の指示に従い、マスクを着用して受診してください。
- 患者や感染者、接触者を特別視しないでください。

※次の症状があるときは、帰国者・接触者相談センターへ相談してください。

【帰国者・接触者相談センターに相談する目安】

【症状】 ・ かせの症状や 37.5℃以上の発熱
・ 強いだるさや息苦しさがある

4日以上症状が続く

※重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に
加えて、念のため妊婦さんに関して

※表記に関して：厚労省HP 新型コロナウイルス感染症についてのよくあるお問い合わせより引用

2日程度症状が続く

帰国者・接触者相談センター（備前保健所）24時間対応

☎ **086-272-3934** Fax:086-271-0317

かかりつけ医に相談

または左記の
相談センターに相談



岡山県新型コロナウイルス感染症電話相談窓口（一般的な相談）

☎ **086-226-7877** Fax:086-225-7283

平日
9時～21時
土日祝
9時～17時

瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部

☎ **0869-22-1111**（代表）

裏面
感染症対策
に関して



10代、20代、30代の 若者の皆様へお願い

若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは低いです。しかし、このウイルスの特徴として、**症状の軽い人が重症化するリスクの高い人に感染を広めてしまう**可能性があります。皆さんが、人の集まる風通しの悪い場所を避けるだけで、多くの人々の重症化を食い止め、命を救うことができます。



感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

1

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2

手の甲をのぼすようにこすります。

3

指先・爪の間に念入りにこすります。

4

指の間を洗います。

5

親指と手のひらをねじり洗います。

6

手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかけ



3 隙間がないよう
鼻まで覆う



咳やくしゃみを
手でおさえる



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省

■ 詳しい情報はこちら

厚労省

検索



出典：首相官邸ホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

手洗いの時間・回数による効果

手洗いの方法	残存ウイルス数 (残存率)
手洗いなし	約 1,000,000 個
流水で 15 秒手洗い	約 10,000 個 (約 1%)
ハンドソープで 10 秒または 30 秒もみ洗い後、流水で 15 秒すすぎ	約 100 個 (約 0.01%)
ハンドソープで 60 秒もみ洗い後、流水で 15 秒すすぎ	約 10 個 (約 0.001%)
ハンドソープで 10 秒もみ洗い後、流水で 15 秒すすぎを 2 回繰り返す	約 数個 (約 0.0001%)

* () カッコ内は、「手洗いなし」と比較した残存率です

出典：森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006
<http://journal.kansensho.or.jp/Disp?pdf=0800050496.pdf>

※手洗いの時間・回数による残存ウイルス数に関する目安にご利用ください。(参考)

色紙京屋

POINT.1

帰宅時や調理の前後、
食事前など、
こまめに手を洗う！



POINT.2

くしゃみや咳が出るときに、
ティッシュ等で口と鼻を覆ったり
マスクを正しく着用する！

出典：首相官邸ホームページ 上記同ページ

瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部

☎ 0869-22-1111 (代表)

感染症
対策